

# ここが問題！ 入管法改定案 & 住基法改定案 5月28日(木) 院内集会第5弾 入管法との連動で、 自治を骨抜きにする住基台帳法改定案

【日時】 5月28日(木) 14:00~15:00

【場所】 衆議院第2議員会館 第2会議室(1階ロビーにて通行証をお渡します)

【主催】 「在留カードに異議あり！」NGO 実行委員会(構成団体は以下を参照)／

## ますます広がる批判と不安の声に耳を傾けて！

今回のテーマ **「見えない人間」の制度固定化を、地域に押しつけないで！**

- ・ 地域からの問題提起  
「外国籍住民に対する行政サービスの水準はどうか？」 山田貴夫さん(自治体職員)  
「DV被害者の視点で住基台帳法改定案を考える」 上原公子さん(前国立市長)
- ・ NGOからの発言 難民申請者への住基台帳法適用を／外国籍DV被害女性の人権侵害状況／など
- ・ 各党議員からの発言

現在の外国人登録法があまりに多くの問題を持つため、「外国籍住民への住基台帳適用」を掲げた今回の住基台帳法改定案を、「改善」だと理解する人は少なくありません。しかし、それは本当なのでしょうか？

今回の住基台帳法改定案は、「在留管理」の強化を意図する入管法改定案と強く連携されています。その結果、市町村が地域住民の暮らしを支えるための「自治」は、骨抜きにされかねません。

**従来から地域で暮らしてきたオーバーステイや難民申請者などの「見えない人間」を、市町村からますます見えにくくする**

**市町村による行政サービス(住民の生活と基本的人権の保障・保護)の制度と、そのための自治体の努力を無意味化しかねない**

**住基台帳法の目的に反して市町村の行政事務を複雑化し、外国籍住民への行政サービスを低下させかねない**

◆ 多くの国会議員と報道関係者に具体的な問題点を知ってもらうため、上記のテーマで院内集会を開催します。奮ってご参加ください。

◆ 「改定法案」批判の詳細は⇒ <http://www.repacp.org/aacp/>

お問合せ先: 移住労働者と連帯する全国ネットワーク(移住連) TEL:03-5802-6033 [fmwj@jca.apc.org](mailto:fmwj@jca.apc.org)

社団法人アムネスティ・インターナショナル日本 TEL:03-3518-6777

移住労働者と連帯する全国ネットワーク(移住連)／在日韓国人問題研究所(RAIK)／社団法人アムネスティ・インターナショナル日本／(社)自由人権協会／日本カトリック難民移住移動者委員会／反住基ネット連絡会／在日大韓基督教会関東地方会社会部／フォーラム平和・人権・環境／外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会／カラバオの会／在日本朝鮮人人権協会／中崎クィアハウス／山谷争議団 反失業闘争実行委員会／山谷労働者福祉会館活動委員会／在日アジア労働者と共に闘う会／在日コリアン青年連合(KEY)／聖公会平和ネットワーク

2009年5月7日  
「在留カードに異議あり！」NGO実行委員会  
(外国人 인권法連絡会ほか)

## 「住基法改定案」審議に際しての要望書

今回、「住民基本台帳法」(住基法)改定案と、「出入国管理及び難民認定法」(入管法)改定案および「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(入管特例法)改定案が、それぞれ国会に提出されました。

外国籍住民をはじめマイノリティの人権保障に取り組んできたNGOとして、私たちはこれらの改定案に疑義と問題点を指摘せざるをえません。とりわけ入管法改定案については、強く反対せざるをえません。

住基法改定案においては、これまで日本国民だけを対象としていた「住民基本台帳」の中に、外国籍住民、すなわち在留カードを交付された「中长期在留者」と、特別永住者証明書を交付される「特別永住者」などを入れることとなります。

これは、日本社会に暮らす外国籍住民にとっても、自治体にとっても当然のことです。また、外登法の廃止と住基法の適用は、これまで私たちNGOが強く求めてきたことでもあります。

しかし、「外国人住民票」の作成と運営は、入管法改定案による「新たな在留管理制度」に連結させられることから、在留資格を有しない外国籍住民の「住民基本台帳」への登載が除外されたり、自治事務が国の「在留管理」事務に従属することになるなど、「住民の利便を増進するとともに、国および地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする」(住基法第1条)制度から逸脱し、いびつなものになろうとしています。

国会において「住基法改定案」の審議を尽くし、外国籍住民の地位と権利が保障されるよう、私たちは以下のように要望します。

1. 総務委員会の法案審議にあたって、改定案の当事者となる外国籍住民の意見を広く聴取する場を設けてください。
2. 法案審議において、外国籍住民の人権を侵害する問題点を明らかにし、在留資格を有しない外国籍住民についても、住民としての生活実態がある以上、自治体が「住民基本台帳」に登載することを可能とする制度にしてください。
3. 自治事務を国の「在留管理」事務に従属させる条項を修正・削除してください。住民基本台帳は、住民の基本的な情報を正確に把握し住民行政の基礎とするための制度です。その本来の目的と運用に適合するように、法案を修正してください。
  - (1) 住基法改定案の第30条の45、および第39条を修正してください。
  - (2) 同案第30条の50を削除してください。
4. 今回の法改定において、在日外国人は地方自治法上の「住民」としての地位が明示されます。したがって自治体は、外国籍住民に対する社会保障を日本籍住民と同様に行なうことが求められます。生活保護(入管法「別表第2」の在留資格保持者のみ対象)や国民健康保険(1年以上の在留資格保持者のみ対象)などの制限条項を撤廃するなど、現行法制度とその運用実態を全面的に検証し、外国籍住民の文字通り「住民」としての地位と権利が保障されるようにしてください。